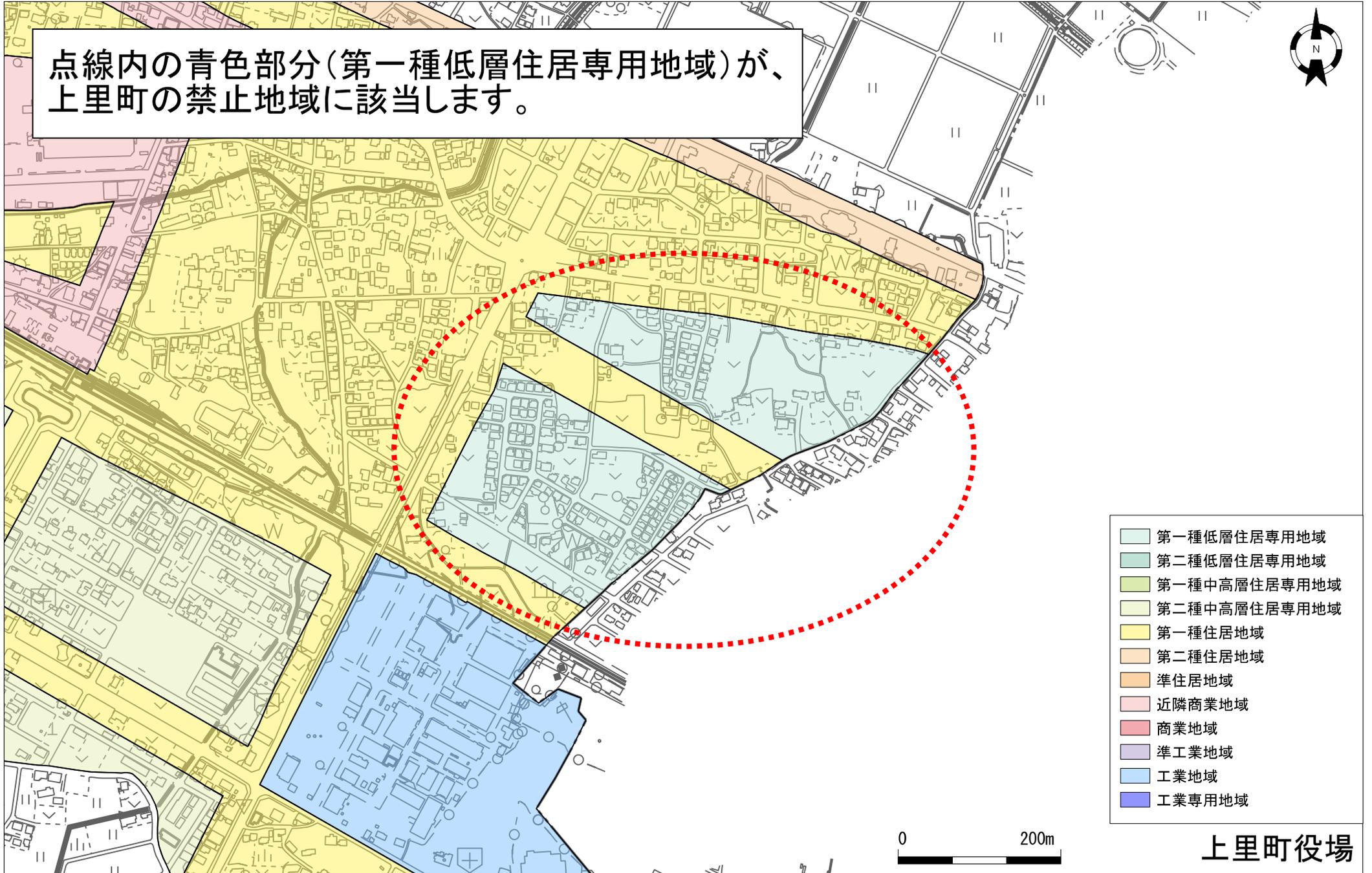


# 埼玉県屋外広告物条例に基づき指定された禁止地域等について

埼玉県屋外広告物条例に基づき、知事が屋外広告物の禁止地域等として定めた地域は次のとおりです。

禁止地域等	上里町に該当がある場所
都市計画法に基づく、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域、風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区	第一種低層住居専用地域【別紙 1】
鉄道（新幹線を除く）区域	JR 東日本の町内区間
道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く）及び索道（ロープウェイ、ケーブルカー、ゴンドラ等）の区間並びに道路及び索道から展望することができる区域	(1) 県道児玉新町線（県道 131 号線）のうち、上里町道 3318 号線及び上里町道 4203 号線との交点～上里町道 2480 号及び上里町道 4076 号線との交点までの区間及びその区間の路端から展望できる両側 50m 以内の区域。 (2) 県道児玉新町線（県道 131 号線）のうち、上里町道 2480 号線との交点～町道 3081 号線との交点までの区間及びその区間の路端から展望できる西側 50m 以内の区域。 (3) 上里町道 2480 号線のうち、町道藤木戸・勝場線との交点～県道児玉新町線（県道 131 号線）との交点までの区間及びその区間の路端から展望できる両側 50m 以内の区域。 (4) 町道藤木戸・勝場線のうち、上里町道 2480 号線との交点～上里町道 2402 号線との交点及びその区間の路端から展望できる両側 50m 以内の区域。 【別紙 2】
道路、索道（ロープウェイ、ケーブルカー、ゴンドラ等）から展望することができる区域	関越自動車道の町内全区間の路端から展望できる両側 50m 以内の区域（路面高以下の空間は除く）

点線内の青色部分(第一種低層住居専用地域)が、  
上里町の禁止地域に該当します。



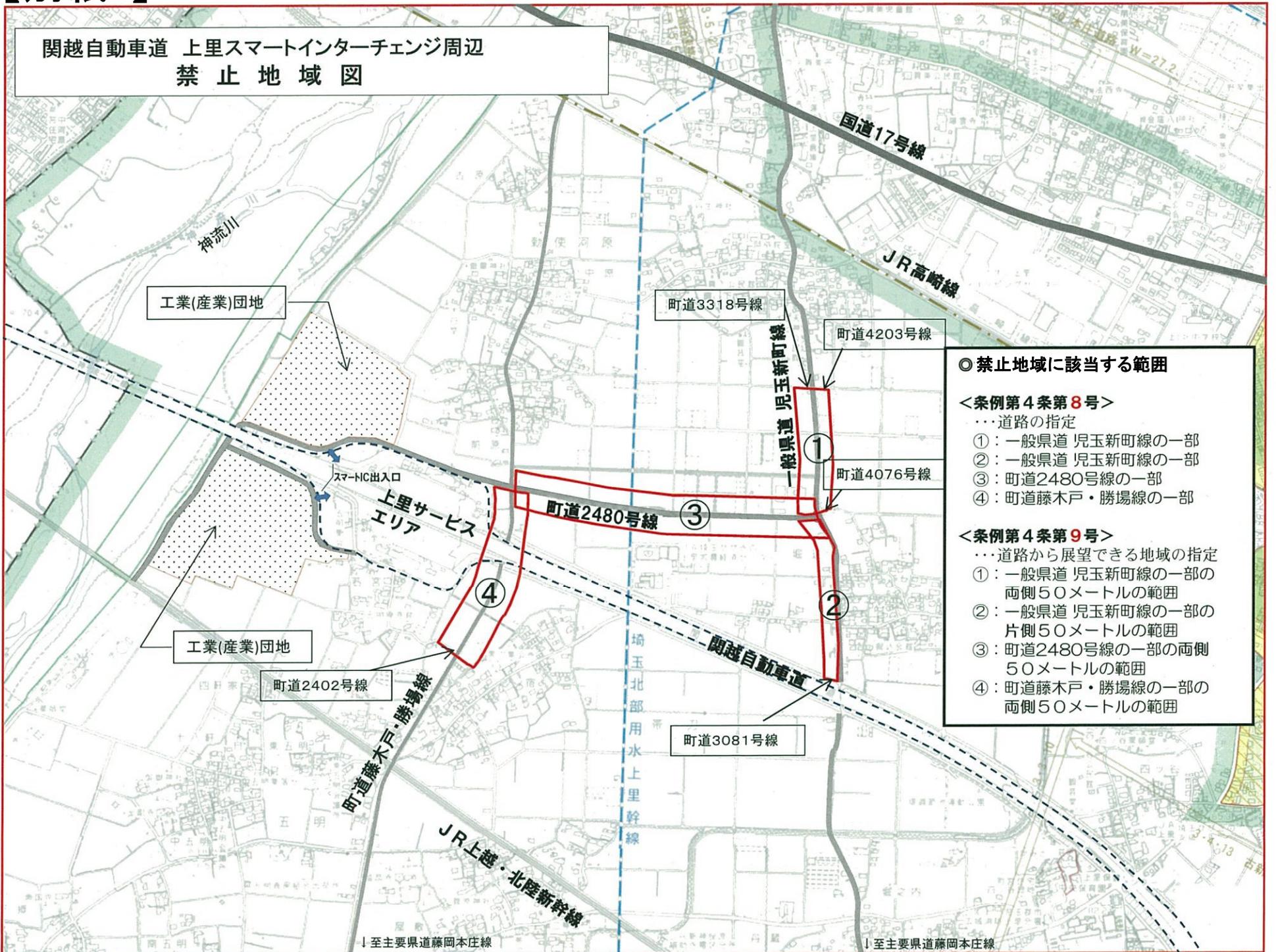
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域



上里町役場

# 【別紙2】

## 関越自動車道 上里スマートインターチェンジ周辺 禁止地域図



- ◎ 禁止地域に該当する範囲
- < 条例第4条第8号 >  
 … 道路の指定  
 ①：一般県道 児玉新町線の一部  
 ②：一般県道 児玉新町線の一部  
 ③：町道2480号線の一部  
 ④：町道藤木戸・勝場線の一部
- < 条例第4条第9号 >  
 … 道路から展望できる地域の指定  
 ①：一般県道 児玉新町線の一部の  
 両側50メートルの範囲  
 ②：一般県道 児玉新町線の一部の  
 片側50メートルの範囲  
 ③：町道2480号線の一部の両側  
 50メートルの範囲  
 ④：町道藤木戸・勝場線の一部の  
 両側50メートルの範囲

↓ 至主要県道藤岡本庄線

↓ 至主要県道藤岡本庄線